

補 正 情 報

2017年10月8日

基本テキスト Vol.1 法令上の制限・税その他に誤りがありました。つきましては、以下の通り訂正し、深くお詫び申し上げます。

タキザワ宅建予備校
代表 瀧澤 宏之

記

P198

訂正前

- ④ 貸付額が、建設費または購入価額の9割以下であり、かつ、100万円以上8,000万円以下であること

訂正後

- ④ 貸付額が、建設費または購入価額以下であり、かつ、100万円以上8,000万円以下であること（フラット50の場合は、貸付額が、建設費または購入価額の6割以下であり、かつ、100万円以上6,000万円以下であること）

訂正前の記述から水色部分（「の9割」）を削除し、かつ、黄色部分を付け足してください。